

こども・若者の居場所づくり支援事業費補助金について

本市は、令和6年度に実施した「こどもまんなかアンケート」の結果を踏まえ、全てのこども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上を図り、誰一人取り残さず、抜け落ちることない、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、こども・若者の健全な育成支援及び居場所づくりや体験活動を実施する事業に関する活動に加え、こども・若者が主体的に実施する事業についても助成を行い、こども・若者の居場所づくりを推進します。

【こども・若者の居場所づくり支援事業費補助金】

(1)こども・若者の居場所づくり支援事業

こども・若者が集まり、体験や経験ができる場を提供する事業・プログラムに対して助成。ただし、学校行事を除く。

①助成対象となる団体

団体の活動が、こども・若者の健全な成長の支援及び居場所づくりに資するものであること。団体名簿の提出要。

②補助率

対象経費の2分の1(上限額30万円)

(2)こども・若者まんなか活動助成事業

こども・若者が主体的に実施する、体験や経験ができる事業・プログラムに対して助成。ただし、学校行事を除く。

①助成対象となる団体

こども・若者で構成される団体

②補助率

対象経費の4分の3(上限額10万円)

申込方法 5月7日(水)から5月30日(金)まで。

所定の用紙(子育て応援課などに備え付け)に必要事項を記入し、子育て応援課(TEL:66-1008)へ。市ホームページからもダウンロード可。

その他 申請は公募制とする。

問い合わせ先 子育て応援課(TEL66-1008、FAX62-7957)

